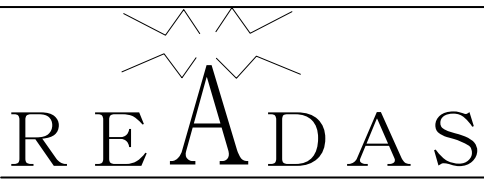


第 5556 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2016年)平成28年 9月21日 水曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇩ 居住用財産の譲渡所得の3,000万円控除の特例

Q：相続により取得した、被相続人が居住していた自宅を譲渡した場合、3,000万円控除の特例があるようですが、どのような要件になっているのですか？

A：主な要件には、次のようなものがあります。

【解説】

平成28年度の税制改正で、相続又は遺贈により、相続又は遺贈による被相続人居住用家屋等を取得した相続人が、これを譲渡した場合に3,000万円の特別控除が認められる制度が創設されました。この特例の主な要件は、次のとおりです。

- ①平成28年4月1日から平成31年12月31日までの譲渡で、相続開始の日から3年を経過する日の年12月31日までの譲渡であること
- ②被相続人が主として居住の用に供していた自宅であること
- ③譲渡対価が1億円以下であること
- ④昭和56年5月31日以前に建築された建物であること
- ⑤相続開始直前において被相続人と同居していた者がいなかったこと
- ⑥相続後に事業の用、貸付の用、居住の用に供されていないこと
- ⑦一定の地震に対する安全基準に適合している建物であること
- ⑧マンションでないこと
- ⑨配偶者及び直系血族、親族で生計を一にしているもの、その他一定の者に対する譲渡でないこと

